

千代田区介護予防・日常生活支援総合事業
予防通所サービス
重要事項説明書

千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター

社会福祉法人多摩同胞会

1. 利用日および相談窓口

営 業 日	月曜日から土曜日
営 業 時 間	8 時 30 分～18 時 30 分
サービス提供時間	9 時 30 分～16 時 45 分
	① 9 時 30 分～16 時 45 分（7 時間利用）
	② 9 時 30 分～15 時 45 分（6 時間利用）
	③ 10 時 30 分～16 時 45 分（6 時間利用）
	④ 10 時 30 分～15 時 45 分（5 時間利用）
	⑤ 11 時 00 分～15 時 45 分（4 時間利用）
	⑥ 11 時 00 分～14 時 15 分（3 時間利用）
休 日	日曜日および年始（1 月 1 日～1 月 3 日）
相 談 電 話	0 3（5 8 2 5）3 4 0 7
相 談 対 応 時 間	営業時間（8 時 30 分～18 時 30 分） ※その他の時間も相談対応可
担 当 者	事業責任者または生活相談員

2. 事業所の概要

（1）概要

事業所名	千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター
所在地	東京都千代田区岩本町2丁目15番地3号
事業所長	管理者
指定番号	1370100560
指定年月日	平成15年10月1日
施設設置者	千代田区長
指定管理者	社会福祉法人 多摩同胞会
法人の概要	別添パンフレット参照

（2）主な職員の配置状況

職 種	専従	兼務	合 計
管理者（従業者と兼務）		1 名	1 名
生活相談員		7 名	7 名
介護職員		11 名	11 名
看護職員		4 名	4 名
機能訓練指導員		5 名	5 名
介護支援専門員		1 名	1 名
事務員		1 名	1 名
栄養士		1 名	1 名

※保有資格：介護支援専門員、介護福祉士、防火管理者、社会福祉士、ホームヘルパー2級、看護師、准看護師、あんまマッサージ指圧師、作業療法士施設設置、栄養士、管理栄養士等、事業所運営基準法令に基づく資格保有

※【別紙1】 予防通所サービス当年度職員配置および担当者詳細参照

(3) 主な設備

居室・設備の種類	室数	備 考
活動室	併用1室	208.71 m ²
食堂	併用1室	
浴室	3室	介助浴槽、リフター浴槽、特別浴槽、個人浴槽
相談室	1室	14.23 m ²
医務室	1室	16.18 m ²
静養室	1室	34.5 m ² ベッド3台
送迎車	3台	リフター車3台
機能訓練室	1室	152.44 m ² 《主な設置機器》 平行棒・エルゴメーター・エアマッサージャー・訓練台・温熱治療器他

3. 提供サービス

予防通所サービス

- ① 千代田区介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防通所介護サービスに相当する予防通所サービスをいう。
- ② 予防通所サービスの利用目的に基づき、本人もしくは家族との確認・同意を得て、個別援助計画に基づいたサービスを提供する。

4. 予防通所サービス利用詳細

- (1) 利用内容及び具体的な対応については、「予防通所サービス援助計画書」に記載する。計画書は、利用開始日前までに利用者及び代理人に説明と同意を得る。
- (2) 利用開始時、既往症及び健康状態把握のため、必要な情報を介護支援専門員に求める。ただし、その方法で健康状態が把握できない場合は、同意を得たうえで健康診断書の提出を求める。
- (3) 利用者及び代理人は利用中止、休止の場合、事業者知らせる。
- (4) 利用者の体調不良、天災・天候等の理由により、事業者がサービスを中止することができるその理由は、利用者の容態悪化の恐れ、利用者の安全が保てないことに限る。
- (5) 利用者の都合により、予防通所サービスの利用が3ヶ月以上なかった場合、改めて再開時、重要事項を説明し、同意を得る。

5. 利用料および支払い

(1) 利用料

- ・ 予防通所サービス利用料（基本利用料）

「月額単位（要支援1、2ごと、サービス内容別加算の合計）×給付率適用＝合計額」 本人負担金額

- ・ 食事費：1食単価の金額

【引用】 指定通所介護事業所兼予防通所サービス事業所千代田区立高齢者在宅サービスセンター運営規程【別紙2の2】 予防通所サービス利用料金表※別紙の説明時、月の利用回数と提供サービスの

読み替え項目の確認を行う

(2) 支払い

利用料は利用翌月 10 日までの介護保険請求処理後、利用請求書をもって納入通知及び利用額を請求する。請求書に記載された納入期限日まで金融機関の指定口座に納入する。

以下の方法からの納入し、納入通知書の領収書をもって領収を証明する。

- ① 自動引き落とし
- ② 指定口座への振込み

6. 個人情報保護及び損害賠償

(1) 個人情報保護

本法人個人情報管理規程に基づき、当事業所の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の情報について、正当な理由なく第三者に漏らさない。このことは、契約終了後も同様に継続する。また、預かっている個人情報は、取り扱いに注意すると共に損失・紛失が無いように安全に管理する。なお、サービス提供に関する必要な個人情報は、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・保険者との間で使用する場合は、同意を得てからの使用とする。

【別紙 3】個人情報の使用目的・個人情報提供同意書参照

*別紙の説明時、読み替えに該当する提供サービス事業名の確認を行う。

(2) 損害賠償

本事業運営規程第 20 条に基づき、提供するサービスにともなう、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

7. 苦情対応

利用者及び家族からの苦情については、社会福祉法人多摩同胞会苦情対応規程（以下苦情対応規程）に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（苦情対応規程の「苦情解決制度の流れの概要」）を全職員が周知し、適切な苦情対応を実施する。他、日常的な苦情までには至らない意見、要望、疑問等の把握を定められた会議等で報告・確認をする。

【別紙 4】予防通所サービス事業所苦情対応一覧及び【別紙 5】予防通所サービス事業所苦情解決システム】参照

8. ハラスメント対策

社会福祉法人多摩同胞会ハラスメント防止規定に基づき、迅速な対応及び再発防止に努める。一連の流れ（ハラスメントに関する相談・苦情対応フローチャート）を全員へ周知し、適切な対応を実施する。常に責任者及び部署責任者は職場環境の透明性を確保しながら、相談、意見、要望、疑問等の把握を行い定められた会議等で報告・確認する。

9. 事故対応

事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、できるだけ早く家族と居宅介護支援事業所・地域包括支援センター及び保険者に連絡する。また日頃から危険因子となる事項を察知し事故防止対策に努める。

10. 非常災害対策

非常災害（感染症及び災害発生）時に必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、「BCP」（事業継続計画）を策定し、研修及び訓練を実施する。利用者に対しては、定期的に避難訓練やその他必要な訓練を行い、あわせて地域住民との連携のもと協力体制を確保した上で合同訓練等を実施する。

防災については、当事業所の「消防計画」に基づき防災訓練を行う。

1 1. 感染予防・対策

感染対策のための指針を策定、会議を隔月で開催し、話された結果をもって会議委員が、全体へ周知する。施設の感染症マニュアル及び感染予防マニュアルに沿って日々の手洗い、換気、環境消毒の徹底に努め、感染症の予防及びまんえん防止のための訓練を計画に沿って実施する。

1 2. 人権擁護・虐待防止

虐待防止のための指針を策定、「権利擁護虐待防止検討会議」を隔月で開催し、話された結果をもって会議委員が全体へ周知する。人権の擁護、虐待の防止のための研修を計画し、計画に沿って実施する。サービス提供中に職員又は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報し、保険者が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

1 3. 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等適正化に関する指針に基づき、「身体拘束廃止推進会議」を3か月に1回以上開催し、話された結果をもって会議委員が全体へ周知する。身体的拘束等の適正化の為の研修を計画し、利用者の人権及び尊厳を守りサービスの質の向上に取り組む。
利用者の身体的拘束は行なわない。万一、利用者又は他の家族、職員等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その必要性を協議し、家族に説明し同意を受けた時のみ実施する。また、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、期間内における経過を記録する。

1 4. 福祉サービス第三者評価

当該事業においては、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業所に公表するため、福祉サービス第三者評価の受審を実施する。【別紙6】 福祉サービス第三者評価実施状況

1 5. 地域との連携及び交流

地域の拠点である施設併設の事業所として、地域資源（個人、各団体等）を多く受け入れ、資源の活用と利用者との交流を深める場として広く連携を図ることとする。

1 6. 認知症ケアの推進

東京都認知症介護実践者研修・東京都認知症介護基礎研修の受講を利用者のサービス向上を目的（認知症の人の尊厳確保）に実施する。

以上の内容について説明者
利用者（乙）双方にて確認します。

が説明し、同意を得たので、事業者（甲）

同意・確認日

年

月

日

(甲) 事業所名 社会福祉法人 多摩同胞会
千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター
住 所 東京都千代田区岩本町 2—1 5—3

管 理 者

(印)

(乙) 利 用 者 名

(印)

住 所

ご家族又は
代 理 人 名

(印) (続柄)

住 所

【別紙 1】 予防通所サービス当年度職員配置および担当者詳細

2025 年 4 月 1 日

1. 2025 年度通所介護職員配置

職 種	専従		兼務		合 計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者			1 名		1 名
生活相談員			6 名	1 名	7 名
介護員			6 名	5 名	11 名
看護職員			3 名	1 名	4 名
機能訓練指導員			4 名	1 名	5 名
介護支援専門員			1 名		1 名
事務員			1 名		1 名
栄養士			1 名		1 名

※千代田区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請（令和 3 年 10 月 1 日提出）

【付表 4】 予防通所サービス事業所（国基準相当型）の指定に係る記載事項転記

※指定通所介護事業所兼予防通所サービス事業所千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター
運営規程【別紙 1 の 2】 予防通所サービス職員配置（年度版）参照

2. 担当者一覧

担 当 業 務	担 当 者 名
センター長	高橋 誠
提供責任者（管理者） 兼生活相談員	高橋 愛
生活相談員（兼任）	伊藤裕太
生活相談員（兼任）	木田幸江
生活相談員（兼任）	金子明稔
生活相談員（兼任）	柳瀬 歩

以上

予防通所サービス

1. 予防通所サービス介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:1級地(1単位=10.90)

(1) 基本サービス

- 予防通所サービス1
- 予防通所サービス2

(2) 加算サービス

- 入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ
- サービス提供体制加算Ⅱ
- 科学的介護推進体制加算
- 送迎減算(片道)
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

2. 利用料

- (1) 介護保険利用者負担金額
- (2) 昼食代
- (3) 水分・おやつ代

【表】予防通所サービスおよび利用料一覧(1割料金表。所得により2割負担、3割負担となります。)

項目			予防通所サービス											
			月定額				回数算定							
			単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)	単位	金額 (円)	9割(保 険分) (円)	1割(利 用者負 担分) (円)
基本 サ ー ビ ス	利用者1 割負担 分	要支援1	1,798	19,598	17,638	1,960	要支援1	1月4回以下 の場合	436	4,752	4,277	475		
		要支援2	3,621	39,469	35,522	3,947	要支援2	1月5～8回 以下の場合	447	4,872	4,385	487		
個別選択		口腔・栄養スクリーニングⅠ 加算(6か月に1回)	20	218	196	22				20	218	196	22	
サービス提供体制加算Ⅱ		要支援1	72	785	706	78				72	785	706	78	
		要支援2	144	1570	1413	157				144	1570	1413	157	
科学的介護推進体制加算			40	436	392	44				40	436	392	44	
送迎減算(片道)			-47	-513	-462	-51				-47	-513	-462	-51	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			上記の算定した単位数合計の9.2%に相当する単位数に地域単位(10.90)を掛けた単価											
昼食代			700円 ※行事食等の特別食の場合は別途ご負担いただきます。											
水分・おやつ代			50円											

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年4月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。

※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代、水分・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供ができないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度内で請求を行います。(※基本料金+加算等)

【別紙3】個人情報の使用目的・個人情報提供同意書

個人情報の使用目的

1 予防通所サービスの提供

- ① 予防通所サービスの提供
- ② 関係機関等との連携（サービス担当者会議等）
- ③ 介護支援専門員等への照会
- ④ 予防通所サービス利用に必要な家族の個人情報に関する事

2 介護給付費請求のための事務

- ① 介護保険等に関する事務、およびその委託
- ② 審査支払機関等への介護報酬請求書類の提出
- ③ 審査支払機関等または保険者からの照会への回答
- ④ 介護給付費請求のための利用

3 管理運営業務

- ① 保険者等への事故等の報告
- ② その他、管理、運営業務に関する利用

4 予防通所サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

5 東京都等外部機関からの照会への回答

6 医療関係機関からの問い合わせに関する回答

* 上記のうち、他の関係機関等への個人情報の提供に同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

* これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

個人情報提供同意書

年 月 日

岩本町ほほえみプラザ
千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター
予防通所サービス事業所 管理者 宛

このたび私が、千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンターから予防通所サービスを受けるにあたり、次のことについて担当者から十分に説明を受け、了解しましたので同意致します。

同意内容 使用目的に限定してサービス担当者会議等において、情報の共有を目的に「利用者の個人情報」および「当該家族の個人情報」を提供することを同意します。

利 用 者 氏 名 _____ 印 _____
生年月日(明治・大正・昭和) 年 月 日 _____
住 所 _____
電話番号 _____

代 理 人 氏 名 _____ 印 _____

家族代表者 氏 名 _____ 印 _____

【別紙 4】 予防通所サービス事業所苦情対応一覧

記録管理根拠：社会福祉法人多摩同協会苦情対応規程（平成 22 年 2 月 1 日施行）

様式 1 苦情申出書（苦情申出人）

様式 2 苦情受付・経過記録書（苦情受付担当者記入）

様式 3 苦情受付報告書（第三者委員から苦情申出人）

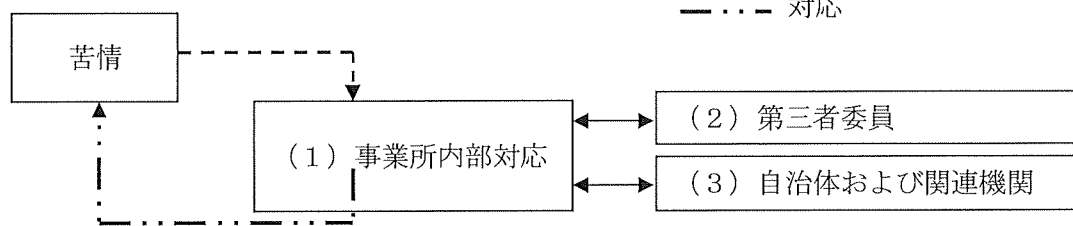
様式 4 改善結果（状況）報告書（苦情解決責任者から苦情申出人、第三者委員）

※日常的によせられる意見・要望等については「業務改善申出書」により受け付ける。

< 苦情対応の流れ >

※凡例

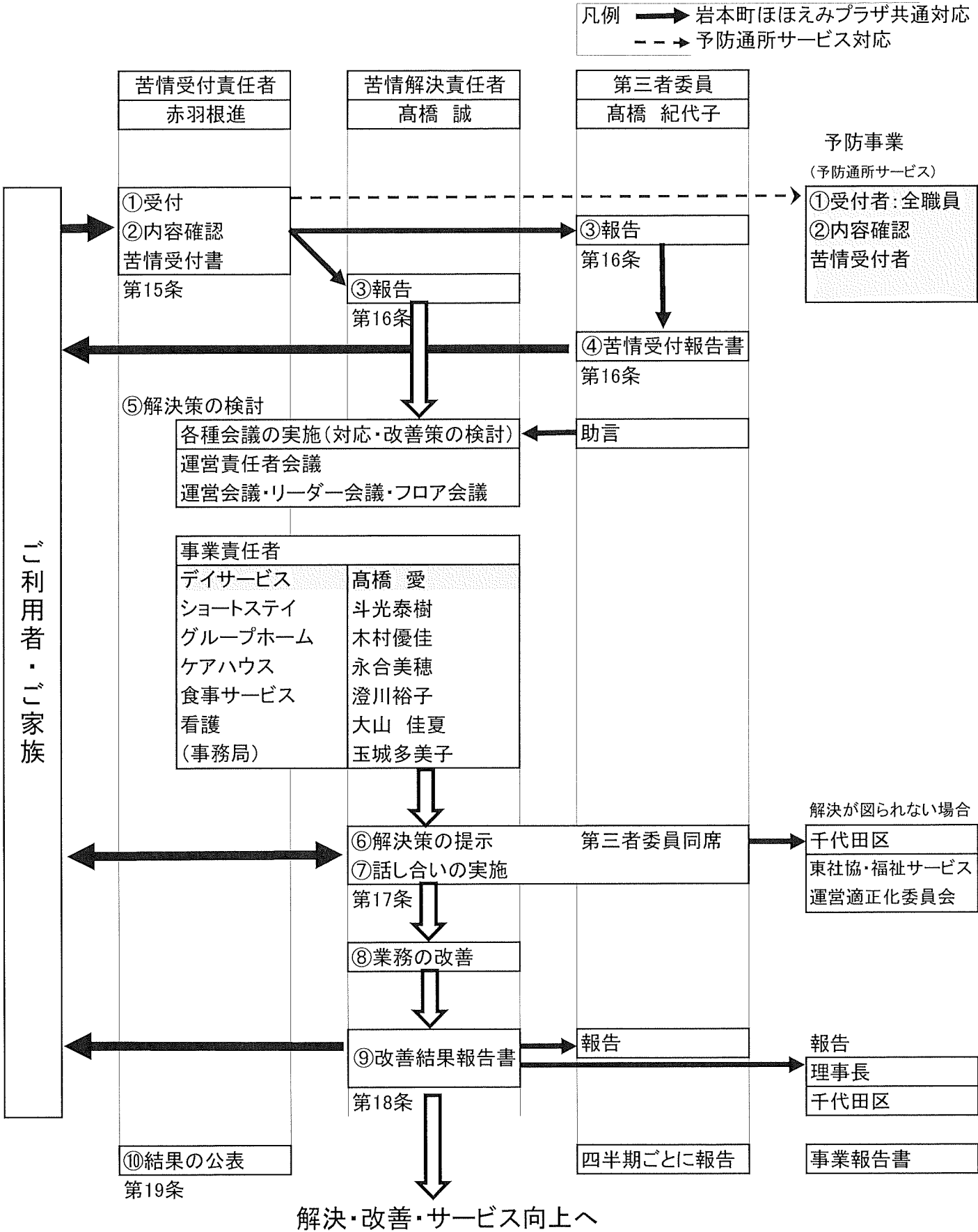
- 発生
 ----- 報告・調整
 ----- 対応



< 苦情対応者 >

苦情対応区分		名称・担当者名および連絡先
(1)	受付担当者	岩本町高齢者在宅サービスセンター通所介護サービス全職員
	事業責任者	千代田区立岩本町高齢者在宅サービスセンター 介護予防通所介護事業所 所在地：東京都千代田区岩本町 2-15-3 電話番号：03-5825-3407 ファックス：03-5825-3408 事業責任者 高橋 愛
(2)	第三者委員	高橋 紀代子（1名）
(3)	自治体	千代田区保健福祉部高齢介護課介護事業指定係 所在地：東京都千代田区九段南 1-2-1 電話番号：03-5211-4336（直通） 受付時間：月～金 8：30～17：15 休日：土・日・祝日・年末年始
	東京都国民健康保険団体連合会（相談・苦情受付専用）	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号：03-6238-0177 受付時間：月～金 9：00～17：00 休日：土・日・祝日・年末年始
	東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）	所在地：東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階 電話番号：03-5283-7020 受付時間：月～金 9：00～17：00 休日：土・日・祝日・年末年始

予防通所サービス事業所の意見・要望・苦情解決システム



※平成22年2月1日施行「苦情対応規程」から再作成
※岩本町ほほえみプラザ事業計画参照

2025 年 4 月 1 日

【別紙 6】福祉サービス第三者評価実施状況

1. 福祉サービス第三者評価

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者が事業所を訪問して、サービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する「事業所評価」とを併せて実施します。

2. 福祉サービス第三者評価の目的

(1) 第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に情報提供することにより、サービス内容を利用者、家族に見えるものにする。

(2) 福祉サービスの質の向上に向けた事業所の取組を促す。

3. 福祉サービス第三者評価実施状況に関する事項

福祉サービス第三者評価実施有無	① 有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和 6 年 8 月 7 日
実施した評価機関	一般社団法人 特養ホームマネジメント研究所
評価結果の開示状況	①事務所窓口に設置してあります。 ②とうきょう福祉ナビゲーションに開示されています。 https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/

※事業所と契約した評価機関より、ご利用者ご家族様にアンケート等を直接お送りする場合がございます。その際はご協力をお願いいたします